

糸魚川市 令和6年度版

融資制度のご案内

■中小企業向け資金

制度名・資金	融資条件	融資額	融資利率 (年利)	融資期間 (据置期間)
地方産業育成資金	・市内に住所又は事業所を有する者 ・対象業種 鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食店、宿泊業、運輸業、情報通信業、サービス業	1,000万円以内	責任共有対象外 1.70% 責任共有対象 1.90% 信用保証なし 2.20%	運転 5年以内 (6か月以内) 設備 7年以内 (6か月以内)
中小企業振興資金	運転資金	・市内に工場、事業所、店舗等を有し、6ヶ月以上の操業実績のある者	運転 1,000万円以内 設備 2,000万円以内	責任共有対象外 1.80% 責任共有対象 2.00% 信用保証なし 2.30%
	設備資金	・旅館業法の許可を受けて、市内において旅館業を経営しようとする者	所要資金の80%以内で 700万円以内	責任共有対象外 1.80% 責任共有対象 2.00% 信用保証なし 2.30%
	高度化事業関連特別設備資金	・新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定による貸付金の決定を受けた者	総事業費から高度化資金及び事業にかかる助成金を引いた額 5,000万円以内	1.90%
	国際規格 (ISO) 取得資金	・市内に工場、事業所、店舗等を有する者	700万円以内	1.35%
	商工業近代化特別設備資金	・市の誘致により市内に工場等を新設する者	所要資金の70%以内で 商業 1,000万円超 2,000万円以内 工業 1,000万円超 3,000万円以内	2.50%
	景気対策緊急特別資金	・市内に住所又は事業所を有する者 ・最近3月間の月平均売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少しているか、最近3月間の月平均営業利益が前年同期と比較して3%以上減少していること	3,000万円以内	責任共有対象外 1.45% 責任共有対象 1.65% 信用保証なし 1.80%
都市計画街路事業の施行に伴う店舗施設等近代化資金	・都市計画街路事業の施行に伴って必要と認められる店舗施設等の新築、改築及び移転で、その近代化を図るための事業を行う者	改装資金 事業費の80%以内 500万円以内	1.90%	8年以内 (1年以内)
		新築・改築・取得資金 事業費の80%以内で 1,500万円以内		15年以内 (1年以内)

※担保・保証人等、その他貸付条件は取扱金融機関の定めるところによる

※中小企業向け資金をご利用いただける方

<地方産業育成資金・都市計画街路事業の施行に伴う店舗施設等近代化資金>

→中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号、第6号に規定する中小企業者

<中小企業振興資金>

→中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号、第6号に規定する中小企業者

中小小売商業振興法第2条に規定する中小小売商業者、事業協同組合、商店街振興組合

<景気対策緊急特別資金>

→中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者

《信用保証料補給制度》

対象資金	補給率
上記の市制度資金 新潟県小規模企業支援資金(小口零細企業保証要件) 新潟県セーフティネット資金(経営支援枠) 第1項 セーフティネット保証5号対応 第2項 セーフティネット保証2号対応 第5項 売上・利益減少要件 第7項 新型感染症・物価高騰等対策要件	50%